

騒音・振動

環境基本法第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境基準

(環境庁告示第64号 平成10年9月30日)

環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

- 注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間と、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
3 Aを当てはめる地域は、もっぱら住居の用に供される地域とする。
4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする

道路に面する地域の環境基準

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

幹線交通を担う道路に近接する空間については、前表に係わらず、特例として次表の基準欄のとおり

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下

備考
個別の住居等においては騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認める時は、屋内への透過する騒音に係わる基準(昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下)によることができる。

環境基準の評価方法

項目	評価方法
評価手法	等価騒音レベル(LAeq)
評価位置	騒音の影響を受けやすい面
評価の時間帯区分	昼(06:00~22:00) 夜(22:00~06:00)
測定時間	時間帯ごとの連続測定または統計的に十分な精度の実測時間

- (1) 評価方法：等価騒音レベルは、騒音のエネルギーの時間的な平均値という物理的な意味を持ち、あらゆる種類の騒音の総暴露量を正確に反映させることができる。
ただし、騒音レベルの変動に敏感な指標であるため、長時間測定による結果の安定性が求められる。
- (2) 評価位置：住居等が実際に最も騒音の影響を受けやすい面で評価する。
- (3) 評価の時間帯区分：朝、夕の時間帯固有の騒音影響に関する知見がないことから、全国一律に昼間と夜間の二区分とする。
- (4) 測定時間：時間帯区分ごとの全時間を通じて連続測定とした結果のLAeqで評価することが原則。
- (5) この環境基準は、航空機騒音や鉄道騒音及び建設作業騒音には適用されない。

新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域類型	あてはめ地域	基準値(デシベル)
I	別表に掲げる区域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域	70以下
II	別表に掲げる区域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	75以下

別表

新幹線鉄道路線名	区域
東海道新幹線	本線及び側線の軌道中心線から両側にそれぞれ200m以内の距離にある地域(多摩川橋りょうに係る地域については、多摩川橋りょうの橋げたの東京側先端部における軌道中心線上の地点を中心とした半径600mの円内の地域)。ただし、鉄道事業の用に供する駅区等用地及び線路等用地を除く。
東北新幹線	本線及び側線(第一上野トンネルの東京駅側開口部から第二上野トンネルの大宮駅側開口部までの区間については、当該開口部からトンネル中央部方向へそれぞれ200m以内の距離にあたる部分に限る。)の軌道中心線から両側にそれぞれ200m以内の距離にある地域。ただし、鉄道事業の用に供する駅区等用地及び線路等用地を除く。

騒音規制法の自動車騒音に係る要請限度

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の環境省令

単位:デシベル

区域の区分	当てはめ地域	車線等	時間の区分	
			昼間	夜間
			(6時～22時)	(22時～6時)
a区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 (AA地域を含む)	1車線	65	55
		2車線以上	70	65
		近接区域※	75	70
b区域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない区域	1車線	65	55
		2車線以上	75	70
		近接区域※		
c区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	1車線	75	70
		2車線以上		
		近接区域※		

※ 近接区域とは、幹線交通を担う道路に近接する区域をいい、幹線交通を担う道路とは高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の区市町村道をいう。また、近接する区域とは、車線の区分に応じた道路端からの距離が2車線以下の車線を有する道路は15m、2車線を超える車線を有する道路は20mの範囲とする。

振動規制法の道路交通振動に係わる要請限度

振動規制法第16条及び同施行規則第12条

単位:デシベル

区域の区分	当てはめ地域	時間の区分	
		昼間	夜間
		(8時～19時)	(19時～8時)
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない区域	65	60
区域の区分	当てはめ地域	(8時～20時)	(20時～8時)
第2種区域※	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	70	65

※ 第2種区域に該当する地域に接する地先は、第2種区域の基準が適用される。